

令和3年度 東京都 中小企業制度融資 案内

「東京都中小企業制度融資」とは

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- 創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。

主な新規・拡充内容： 新型コロナウイルス感染症対応のメニューは別冊のご案内をご覧ください

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○DX・イノバ・産業育成支援融資の新設

- 【旧・稼ぐ力創出融資】の融資対象であるイノベーション創出や成長産業に資する取組を行う中小企業に加え、デジタルトランスフォーメーション(DX)関連の取組を行う中小企業者を新たに融資対象に追加しました。
- 融資利率を本制度での最優遇金利に設定するとともに、小規模事業者には都が2分の1の信用保証料を補助します。
- イノベーション・成長産業関連に取組む中小企業者の対象要件を拡充及び緩和します。

○働き方改革支援の拡充【令和2年12月～】

- 「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」を行っている企業の信用保証料を優遇します。

○一般事業融資(補助金・助成金つなぎ)の拡充

- 対象とできる補助金・助成金の範囲を拡充し、東京都産業労働局(商工部・雇用就業部・観光部)所管のものに加え、公益財団法人東京都中小企業振興公社などの補助金・助成金も融資対象としました。

○経営安定融資(改善サポート【国の全国統一保証制度】)の拡充

- 新型コロナウイルス感染症によって事業継続に課題を抱えている中小企業をさらに支援するため、借入金額に対して0.6%～1.0%までの信用保証料が補助されます。
- 経営者保証の免除要件が緩和されました。

○はんこレス(押印)レスへの取組

- 融資メニューによって必要となる所定の申込書、計画書などについて、中小企業者の事務負担軽減及びテレワーク推進の観点から原則として押印を不要とします。

このパンフレット掲載の情報は、令和3年4月1日時点のものです。

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 19階北側 TEL 03-5320-4877

■ご利用いただける方

原則として、次の1から4までを全て満たす方が対象となります。

- 1 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業者**又は**組合**であること。

（保証対象とならない業種：農林・漁業、宗教法人等）

▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。（中小企業信用保険法第2条第1項による。）

	製造業等（※2）	卸売業	小売業（※4）	サービス業（※5）	医療法人等（※6）
(1) 資本金（※1）	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
(2) 従業員数	300人以下（※3）	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

このうち、従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービス業は5人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。

※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、宿泊業、娯楽業を除く）以外の業種をいう。

〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業

※3 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は900人以下

※4 飲食業を含む。

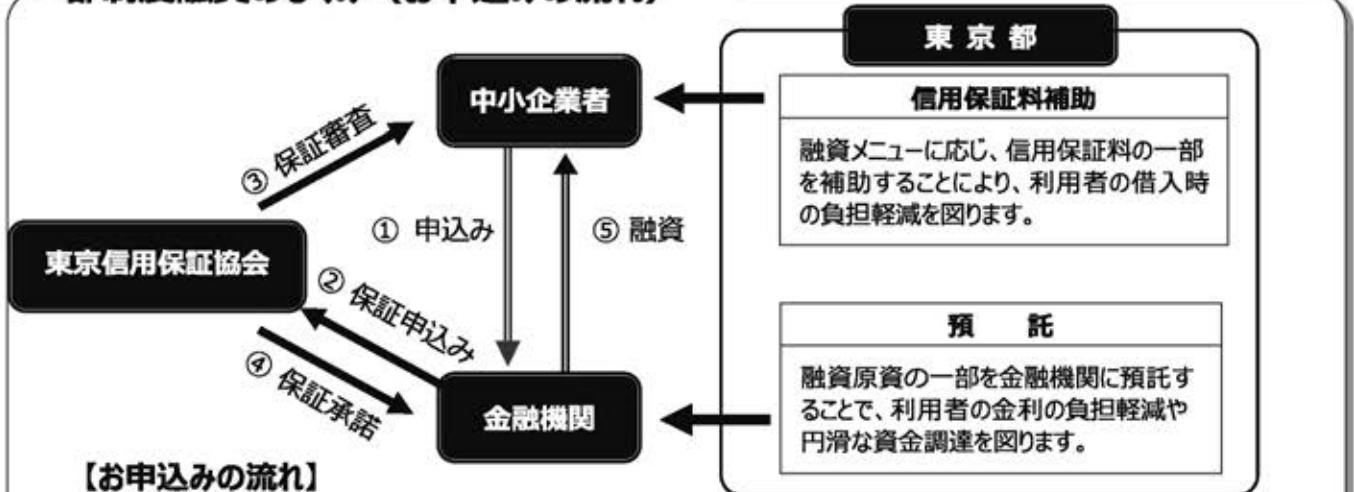
（特定非営利活動法人は除く。）

※5 ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業は300人以下、旅館業は200人以下（特定非営利活動法人は除く。）

※6 医業を主たる事業とする法人（医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人）

- 2 許認可等が必要な業種にあつては、当該許認可を受けている（又は、受ける）こと。
- 3 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 4 現在かつ将来にわたつて、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

都制度融資のしくみ（お申込みの流れ）



【お申込みの流れ】

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申し込みください。東京信用保証協会（以下、「保証協会」といいます。）への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みとあわせて行います。
- ③④ 保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。

※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

▶ 信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に審査し、保証の諾否を決定します。東京都中小企業制度融資（以下、「都制度融資」といいます。）をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

▶ 取扱指定金融機関

都制度融資を取り扱うことのできる金融機関として、3ページの90金融機関が指定されています。

取扱指定金融機関（90金融機関・50音順）

普通銀行	足利、阿波、伊予、SBJ、大垣共立、香川、北日本、京都、きらぼし、きらやか、群馬、京葉、高知、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、スルガ、大光、第四北越、大東、千葉、千葉興業、中国、筑波、東京スター、東邦、東和、徳島大正、栃木、富山第一、八十二、東日本、百十四、北陸、みずほ、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、山口、山梨中央、横浜、りそな
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用金庫	青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、湘南、城南、城北、昭和、巣鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜
信用組合	あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業
農協・漁協系統金融機関	東日本信用漁業協同組合連合会、東京都信用農業協同組合連合会

※ 下線のある金融機関は、都制度融資において変動金利を取り扱いません。

※ 融資メニュー「金融機関提案融資」は、別に定める金融機関のみのお取扱いとなります。

申込書類

申込書類は以下のとおりです。

1 共通書類

【法人の方】

- (1) 信用保証委託申込書..... 1部
- (2) 信用保証委託契約書..... 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書..... 2部
- (4) 印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）..... 1部
- (5) 商業登記簿謄本..... 1部
- (6) 確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）..... 2部
- (7) 法人税又は事業税の納税の確認ができる書類..... 1部
- (8) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）..... 1部

【個人の方】

- (1) 信用保証委託申込書..... 1部
- (2) 信用保証委託契約書..... 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書..... 2部
- (4) 印鑑証明書（申込人のもの）..... 1部
- (5) 所得税の確定申告書の写し（原則直近2期分）..... 2部
- (6) 所得税又は事業税の納税の確認ができる書類..... 1部
- (7) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）..... 1部

2 融資メニューにより必要となる書類

上記のほかにも、融資メニューにより必要となる書類がある場合があります。詳細は、各メニューの融資条件の「必要書類」をご覧ください。

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
 - 1 責任共有制度対象：信用リスクの80%を信用保証協会が、20%を金融機関が負担
 - 2 責任共有制度対象外：信用リスクの全てを信用保証協会が負担
 上記のどちらが適用されるかについては、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）

1 責任共有制度の対象となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利 (※)
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、ゼロエミッション支援、BCP・サイバーセキュリティ対策支援	1.7%以内			2.2%以内		—
小規模特別、組合向け	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	2.7%以内	—	短プラ+0.9%以内
創業	1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内		短プラ+0.7%以内
事業承継、M&A つなぎ、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	2.4%以内	—
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、経営強化、チャレンジ	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	2.4%以内	短プラ+0.4%以内

2 責任共有制度の対象外となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利 (※)
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、ゼロエミッション支援、BCP・サイバーセキュリティ対策支援	1.5%以内			2.0%以内		—
小口 フリーランス、小規模特別、組合向け、クイックつなぎ (小口)	1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内		短プラ+0.7%以内
創業	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内		短プラ+0.2%以内
事業承継、M&A つなぎ、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	—
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、経営強化、チャレンジ	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	2.2%以内	短プラ+0.2%以内

3 金融機関所定利率

融資メニュー	金融機関提案、(政策特別)、事業一般、クイックつなぎ (事業一般)、極度枠設定、特別借換、企業再生
--------	---

● 融資利率の優遇措置

以下については、融資利率の優遇措置があります。

- ・「働き方改革支援」の女性活躍推進特例・「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例、
「小口」の小口支援特例、又は「創業」の創業支援特例を利用する場合 … **0.4%優遇**
- ・「経営強化」の強化認定革新特例、又は「事業承継」の事業承継支援特例を利用する場合 … **0.2%優遇**
- ・「組合向け」の官公需適格特例を利用する場合 … **0.1%優遇**

責任共有制度とは

従来、制度融資をご利用いただく際には、保証協会が原則として信用リスクの全てを負担していましたが、平成 19年 10月 1日 から、保証協会と金融機関が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、下記を除き、金融機関が信用リスクの 20%相当を負担することになりました。

< 責任共有制度対象外となる保証 >

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証（1 から 4 号及び 6 号）
- ・ 特別小口保険に係る保証
- ・ 小口零細企業保証制度に係る保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 事業再生保険に係る保証
- ・ 求償権を消滅させることを目的とした保証
- ・ 創業等関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に係る保証（※）
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 危機関連保証
- ・ 経営力強化保証（※）

（※）原則として責任共有制度の対象外となる既往の保証協会の保証付融資をその金額の範囲内で借り換える場合に限りです。

信用保証料

- 信用保証料とは、信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。都制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されております。また、東京都が信用保証料の一部を信用保証協会に対して補助することにより、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合			責任共有制度の対象外となる場合		
区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)	区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)
500 万円以下		0.27% ~ 1.19%	500 万円以下		0.30% ~ 1.38%
1,000 万円以下		0.33% ~ 1.33%	1,000 万円以下		0.37% ~ 1.54%
1,000 万円超	有担保	0.35% ~ 1.39%	1,000 万円超	有担保	0.40% ~ 1.62%
	無担保	0.45% ~ 1.49%		無担保	0.50% ~ 1.72%

- ※セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は 0.34%~0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」は、0.2%~1.15%、「再生支援（法的整理）」を利用する場合は保証協会の定めるところによります。
- ※会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出された場合は、信用保証料率が 0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

保証人及び物的担保

【保証人】

- 法人の場合 … 代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- 個人の場合 … 連帯保証人は原則として不要です。
- 組合の場合 … 原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、原則として利用者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、保証協会が認める場合、法人代表者の保証を不要とします。

- (1) 申込金融機関が、そのプロパー融資（信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資）について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく 2 期連続赤字でもない等の要件を充足している場合
- (2) 法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

【物的担保】

- 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

※ 詳細については、融資ごとに定めます。

用語説明

▶ 組合

中小企業信用保険法（以下、「信用保険法」といいます。）第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいいます。

※ 対象となる組合の例：中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合 等

▶ 固定金利

融資実行時の融資利率が完済まで適用される金利です（条件変更時を除く。）。なお、固定金利は毎年4月と10月に指標となる金利水準等を勘案して見直しを行います。

▶ 変動金利

融資実行後の融資利率が、借入期間中の短期プライムレート（短プラ）の水準に合わせて変動する金利です。なお、短期プライムレートとは、最も信用度が高い企業に貸し出す際に適用する短期（1年以内）の最優遇金利のことです。各金融機関によって異なる場合がありますので、ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ 金融機関所定利率

金融機関が融資案件ごとに定める利率です。ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ セーフティネット保証

信用保険法第2条第5項の1号から8号に基づき、主務大臣が指定する事由（下記参照）に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用される場合、以下の別枠保証が受けられます。

- ・ 無担保8,000万円（無担保無保証人2,000万円を含む。）
- ・ 有担保2億円

【セーフティネット保証の対象となる事由】

- 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。
- 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。
- 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。
- 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。
- 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7号 金融機関の合理化（支店の削減等）に伴い借入が減少している。
- 8号 整理回収機構（RCC）又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが、再生可能である。

その他注意事項

- ・ 以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、都制度融資をご利用いただけません。
 - (1) 信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって信用保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、信用保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
 - (2) 原則として、信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再生（法的整理）」の申込みができる場合もあります。
 - (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
 - (6) 信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
 - (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・ 保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めることとしています。
- ・ この案内は、都制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- ・ 融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関又は62ページの相談窓口までお問い合わせください。

令和3年度 東京都中小企業制度融資一覧

融資メニュー	資金の特徴		融資対象		
	細目	略称			
DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	DXの推進・革新的な製品・サービス等の事業化、成長産業分野に取り組む方に		
			DXの推進・革新的な製品・サービス等の事業化、成長産業分野に取り組む方に		
政策課題対応資金	社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方 働き方改革や女性活躍、「テレワーク東京ルール」実践など職場環境整備等に取り組む方に		
				女性活躍推進特例	働き方・女性
				「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ重
	社会課題解決融資(社会課題)	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方に	
		ゼロエミッション支援	ゼロエミ	二酸化炭素排出の削減など環境負荷低減に取り組む方に	
		BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCPサイバ	自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方に	
金融機関提案融資(金融提案)	金融機関提案	金融提案	融資と併せ金融機関による支援機関と連携した経営支援を受けたい方に		
	(政策特別)	(金融機関提案)	融資と併せ経営や販売のアドバイス等の経営支援を実施		

	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利,変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証料補助	掲載 ページ
		運転資金	設備資金			
又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、事業の対象(申請)要件を満たし、申請等場(売れる製品開発道場)を受講修了し、テック支援及びプロジェクト支援を利用し、進化支援を利用していること。 ト2020助成事業」を利用している又は、利用している又は、当該事業の対象(申請)用している又は、当該事業の対象(申請)援事業」の支援を受けていること。 援て情報化推進の取組に対して交付決定を受けていること。 の支援を受けていること。 示会等出展支援」の支援を受けている又は、の支援を受けている又は、当該事業の対象推進事業」の支援を受けていること。 設支援を受けていること。 するアンテナショップの出品支援を受けて援事業」を利用している又は、当該事業の事業化プログラム採択者であること。 モデル普及事業」のアクセラレーション事業」を利用している又は、当該事業の対	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内 [*]固定1.5%以内～2.0%以内	小規模企業者 2分の1	15
取り組んでいること。 テレワーク機器導入事業」(新:テレワーカーサテライトオフィス利用事業」(新:テレワーク)に取り組んでいること。(平成30年度以降に承認を)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内 [*]固定1.5%以内～2.0%以内	全事業者 2分の1 ※ただし、テレワークの取組は3分の2	17
に取り組んでいること。 組んでいること。 に登録し、項目1から14全てを公表して						
を行っているもの				上記より0.4%優遇	全事業者 3分の2	18
条例」第11条第1項に規定するソーシャメられる者を相当数雇用し、その職場にお認証又は予備認証を取得していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)				全事業者 2分の1	19
提出しており、報告書の内容が東京都環境ネ対策サポート事業者として登録された事	2億8,000万円 (4億8,000万円)			固定1.7%以内～2.2%以内 [*]固定1.5%以内～2.0%以内	小規模企業者 2分の1	20
いること。 BCPを策定していること。 る支援を受けBCPを策定していること。 を利用していること。 成事業を利用していること。 ★二つ星)を取得していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)					
の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定	全事業者 0.2%相当分	22
資条件は取扱金融機関ごとに設定)						23

融資メニュー	資金の特徴		融資対象
	細目	略称	
小規模事業融資(小)	小口フリーランス(国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模を参照) (1) 又は(2)に該当すること (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2) 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。
	小口支援特例	小口・支援	
	クイックつなぎ(小口)(国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	小口資金を迅速に調達したい小規模企業の方に (1) から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下 (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会 (3) (2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済してい
一般事業融資(事業)	事業一般	事業一般	中小企業者又は組合
	受注対応特例	事業・受注	事業資金を調達したい方に 確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金されるための資金を必要とする中小企業者又は組合
	クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	小口資金を迅速に調達したい方に (1) 及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会 (2) 上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済してい
	小規模特別(事業一般)	小企	事業資金を調達したい小規模企業の方に 従業員数が30人以下(「卸売業」、「小売業」又は「ソフトウェア業・情報処理サービス業・サービス業」を主たる事業とする事業者については10人以下)の中小企業者
	補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	補助金・助成金の入金までのつなぎ資金を調達したい方に 東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人東京都中小企業振興公社、センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の行う中小企業者又は組合
	極度枠設定	極度	限度額内で繰り返し資金を調達したい方に (1) 及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営 (2) ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得
	組合向け	組	組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達したい方に 事業協同組合等
	官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合
創業融資(創業)	創業	創業	(1) から(3)のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するも (2) 創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3) 東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満
	創業支援特例	創業・支援	新規の創業資金、創業後の事業資金を調達したい方に (1) 又は(2)に該当するもの (1) 産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認め、その証明を受けていること。
販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	海外販路の開拓など、海外への事業展開を行いたい方に 独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用して、販路開拓を行いたい方に 【ビジネスチャンス・ナビA型(略称:ナビA)】 ビジネスチャンス・ナビ2020にユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)】 ビジネスチャンス・ナビ2020にユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビ2020小企業者又は組合
設備融資(設備)	設備投資・企業立地促進	設備立地	機械や設備の更新・増強を行いたい方に 【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、 工場・事務所の新增設を行いたい方に 【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・企業者
経営強化融資(強化)	経営強化	強化	【強化支援(略称:強化支援)】(国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画は組合 外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化したい方に 【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合
	強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。 (経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)
チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	新製品の開発、事業の多角化・転換を行いたい方に (1) から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2) 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3) 令和3年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。

	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証料補助	掲載ページ
		運転資金	設備資金			
企業者(2ページの「2定義 小規模企業者」)	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内) 融資期間1年以内の 場合は更新可能	10年以内 (1年以内)	[*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 上記利率より0.4%優遇	全事業者 2分の1	25
		東京都知事が指定するもの(2020関連 については、据置期間2年以内)				
であること。 の保証付融資を利用していること。 ること。	300万円 (同)	2年以内	—	固定1.9%以内又は変動		
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定		28
る契約をいう。)があり、その受注に対応す	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—			28
の保証付融資を利用していること。 ること。	500万円 (同)	2年以内	—			29
旅行業・宿泊業・娯楽業・旅館業を除く	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動		30
地方独立行政法人東京都立産業技術研究セ 補助金・助成金の交付決定を受けた事業を	1億円 (2億円) 補助金・助成金の 交付決定額の 3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定 から助成対象期間終了日の属する月 の6か月後の月末までの期間とする。		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	—	31
んでいること。 金額」のあるもの。	1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定		32
	(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 上記より0.1%優遇		33 33
の の会社	3,500万円 (同) 創業融資対象(1) は自己資金に 2,000万円を 加えた額の範囲内	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	全事業者 2分の1	34
村長の証明を受けていること。 定特定創業支援等事業に準ずる支援を受				上記より0.4%優遇		35
人東京都中小企業振興公社による海外展開 業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	小規模企業者 2分の1	36
	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動		37
に掲載された入札・調達案件を受注した中	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金等が 入金されるまでの期間	—	固定1.7%以内~1.8%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~1.6%以内又は変動	—	38
レワーク又はDX推進に資する設備並びに バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.2%以内又は変動	全事業者 3分の2	39
事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小					全事業者 2分の1	40
の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	小規模企業者 2分の1	41
けたことについて確認申請書により確認を	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)				上記より0.2%優遇
	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	—	43

融資メニュー	資金の特徴		融資対象	
	細目	略称		
事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	<p>【事業承継一般（略称：承継一般）】</p> <p>(1) から (4) のいずれかに該当する中小企業者並びに (1) 若しくは (2) のいずれ</p> <p>(1) 事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。</p> <p>(2) 事業承継をした日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安</p> <p>(3) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法</p> <p>(4) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継</p> <p>たこと。</p> <p>【事業承継経営者保証不要型（略称：承継経保）】(国の全国統一保証制度)</p> <p>(1) 又は (2) に該当し、かつ (3) に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有しているこ</p> <p>(2) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業承継を実施しており、事業</p> <p>(3) アからエまで全てを満たすこと。</p> <p>ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること、ウ</p> <p>エ 返済緩和している借入金が無いこと。</p> <p>【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】</p> <p>(1) 又は (2) のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法</p> <p>ある中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個</p> <p>(2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継</p> <p>た事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」</p>	
		事業承継 支援特例	承継・支援	<p>【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】</p> <p>(1) 又は (2) に該当するもの（ただし、事業承継個人型 (2) は本特例の適用範囲外）</p> <p>(1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会</p> <p>その証明を受けていること。</p> <p>(2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支</p> <p>けていること。</p>
	M&A つなぎ	承継 M&A	M&A による事業承継に取り組む方 に (3 年間の満期一括返済が可能)	M&A により事業承継に取り組む中小企業者（ただし、売却側で廃業を前提としている場
	新たな事業展開資金		事業承継に必要な資金を調達したい方 に	
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	<p>売上の減少、取引先の倒産、災害等 に対応</p> <p>セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 (2 ページの</p>	
	経営一般	経営一般	<p>売上の減少、取引先の倒産、災害等 に対応</p> <p>(1) から (8) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較</p> <p>(2) 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が平成 20 年 8 月</p> <p>していること。</p> <p>(3) 売上原価の 20% 以上を占める原油等の仕入価格が 20% 以上上昇の一方で、価格</p> <p>(4) 金融機関からの総借入金が前年同期比 10% 以上減少していること。</p> <p>(5) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。</p> <p>(6) 災害により事業活動に影響を受けていること。</p> <p>(7) 東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)</p> <p>(8) 東京都知事が指定するもの。(2020 関連)</p>	
	経営改善	経営改善	<p>経営支援機関等による支援を受け、 改善・再生計画を策定した方に</p> <p>【改善支援（略称：改善支援）】</p> <p>保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東</p> <p>ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合</p> <p>【改善サポート（略称：都改サポ感染）】(国の全国統一保証制度)</p> <p>事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）に定める要件に該当する中小企業者又は組合</p>	
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	<p>月々の返済負担を軽減したい方に</p> <p>(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 保証協会の保証付融資を利用していること。</p> <p>(2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。</p>	
再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	<p>法的手続きを通じて事業再生を図る 方に</p> <p>【再生法的整理（略称：再生法的整理）】</p> <p>民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後 3 年が経過して</p> <p>小企業者又は組合</p>	
		企業再生	<p>法的手続きによらず、公的機関の支 援を受けて事業再生を図る方に</p> <p>【再生私的整理（略称：再生私的整理）】</p> <p>中小企業再生支援協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又</p>	
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	<p>大規模な経済危機、災害等におり著 しい被害を受けた方に</p> <p>(1) 又は (2) のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。</p> <p>(2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。</p>	

	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証料補助	掲載ページ
		運転資金	設備資金			
かに該当する組合 定化等に取り組むこと。 に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	全事業者 2分の1	45
と。 承継日から3年を経過していないこと。 法人・個人の分離がなされていること。		10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内	全事業者 2分の1 又は 0.2%相当分	46
に係る都道府県知事の認定を受けた会社で 人要件」を満たすこと。 円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け を満たすこと。	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内	全事業者 2分の1	47
講所からの支援を1年以内に複数回受け、 援を1年以内に複数回受け、その証明を受	2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇	事業承継の 各融資対象と同様	49
合は含まない)	2,500万円	3年以内		固定1.7%以内 [*]固定1.5%以内	全事業者 2分の1	50
「2定義 セーフティネット保証」を参照)	2億8,000万円 (4億8,000万円)				小規模企業者 2分の1	51
して、5%以上減少していること。 以前の直近同期と比較して、5%以上減少 転嫁できていないこと。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	小規模企業者 2分の1 ただし、融資対象(B) は、全事業者2分の1	53
京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自	2億8,000万円 (4億8,000万円)				小規模企業者 2分の1	55
		15年以内 (5年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内	全事業者に対し、事 業者負担が0.2%に なるよう国が補助	56
	既往の保証付融資残高及 び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (6か月以内)	—	金融機関所定		57
おらず、かつその計画を完遂していない中	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	小規模企業者 2分の1	58
は組合						59
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[*]固定1.5%以内~2.0%以内	全事業者 2分の1	60

特徴

DXの推進、革新的な製品・サービス等の事業化、成長産業分野に取り組む方に

DX・イノベ・産業育成支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、(1)から(22)までのいずれかに該当する方

- (1) 東京都の「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (2) 東京都の「5Gによる工場のスマート化モデル事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (3) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション企業創出道場（売れる製品開発道場）」を受講修了していること。
- (4) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「イノベーション多摩支援事業」のマッチング支援及びプロジェクト支援を利用していること。
- (5) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的サービスの事業化支援」の事業化支援を利用していること。
- (6) 東京都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用していること。
- (7) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (8) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的事業展開設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (9) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「医療機器産業参入促進助成事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (10) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「新しい日常」対応型サービス創出支援事業」の支援を受けていること。
- (11) 東京都中小企業団体中央会の「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けていること。
- (12) 東京都の「中小企業サイバーセキュリティ向上支援」のセキュリティ向上支援を受けていること。
- (13) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「オンライン活用型販路開拓支援事業」の支援を受けていること。
- (14) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「海外オンライン展示会等出展支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (15) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「越境EC出品支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (16) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の支援を受けていること。
- (17) 東京都の「ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業」の新規出店／開設支援を受けていること。
- (18) 東京都の「ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていること
- (19) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。
- (20) 東京都の「GEMStartup TOKYO（新事業発掘プロジェクト事業）」の事業化プログラム採択者であること。
- (21) 東京都の「TOKYO Re:STARTER（リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業）」のアクセラレーションプログラム採択者であること。
- (22) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「TOKYO戦略的イノベーション促進事業」を利用している又は、当該事業の対象（申請）要件を満たし、申請等を行っていること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	<p>3ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、DX・イノバ・産業育成支援申込書及び以下の書類・ご利用いただける方</p> <p>(1)の場合、未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトへの申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(2)の場合、5Gによる工場のスマート化モデル事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(3)の場合、ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)の修了時に発行される修了証書の写し</p> <p>(4)の場合、公社コーディネーターのマッチング支援及びプロジェクト支援を受けたことが確認できる書類</p> <p>(5)の場合、革新的サービスの事業化支援の交付決定通知書</p> <p>(6)の場合、成長産業分野の海外展示会出展支援事業の採択決定通知書の写し</p> <p>(7)の場合、次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(8)の場合、革新的事業展開設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(9)の場合、医療機器産業参入促進助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(10)の場合、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の支援を受けていることが確認できる書類</p> <p>(11)の場合、中小企業新戦略支援事業(団体向け)助成金決定通知書の写し及び交付申請書の写し</p> <p>(12)の場合、中小企業サイバーセキュリティ向上支援のセキュリティ向上支援を受けていることが確認できる書類</p> <p>(13)の場合、オンライン活用型販路開拓支援事業の交付決定通知書の写し</p> <p>(14)の場合、海外オンライン展示会等出展支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(15)の場合、越境EC出品支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(16)の場合、生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の助成金の交付決定通知書の写し</p> <p>(17)の場合、ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業の新規出店/開設支援の対象者として決定したことが確認できるメール</p> <p>(18)の場合、ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていることが確認できる書類</p> <p>(19)の場合、躍進的な事業推進のための設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p> <p>(20)の場合、GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)の事業化プログラム採択者であることが確認できる書類</p> <p>(21)の場合、TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業)のアクセラレーションプログラム採択者であることが確認できる書類</p> <p>(22)の場合、TOKYO戦略的イノベーション促進事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)</p>		

* 令和2年度の「イノバ」及び「成長産業」の既往融資残高を含めます。

- ▶ 特例措置 ～ 女性活躍推進特例・「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例は「働き方改革支援」の金利から0.4%優遇

働き方改革支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する方

- （１）東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。
- （２）東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）テレワーク機器導入事業」（新：テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
- （３）東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）サテライトオフィス利用事業」（新：テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
- （４）東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を平成30年度以降に受け、働き方改革に取り組んでいること。
- （５）東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいること。
- （６）東京都の「時差Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1。ただし、テレワークの取組の場合は信用保証料の3分の2を補助します。		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、「働き方改革支援」申込書及び下の書類 ・ご利用いただける方（１）の場合、支援終了後に発行される「ワークスタイル変革コンサルティング結果報告書」の写し ・ご利用いただける方（２）及び（３）の場合、「支給決定通知書」の写し ・ご利用いただける方（４）の場合、都のウェブサイトはまだ掲載されていない場合、「承認決定通知書」の写し ・ご利用いただける方（５）の場合、「登録決定通知書」の写し又は都のウェブサイト に家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し ・ご利用いただける方（６）の場合、都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業一覧ページの写し（該当箇所のみで可）		

※ 令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度の「働き方」、「働き方・女性」及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含めます。

働き方改革支援（女性活躍推進特例）

▶ 特例措置 ～ 働き方改革支援の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方

「働き方改革支援」をご利用いただける方で、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目 1 から 14 全てを公表している方

融資条件

融資利率及び 信用保証料 以外の融資条件	働き方改革支援に準ずる。
融資利率（年率）	働き方改革支援の融資利率から 0.4%優遇した金利
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2
必要書類	「働き方改革支援」の必要書類及び女性の活躍推進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し（申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目 1 から 14 まで全てを公表していることが確認できる箇所のみで可）

働き方改革支援（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例）

▶ 特例措置 ～ 働き方改革支援の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方

「働き方改革支援」をご利用いただける方で、東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っていること。

融資条件

融資利率及び 信用保証料 以外の融資条件	働き方改革支援に準ずる。
融資利率（年率）	働き方改革支援の融資利率から 0.4%優遇した金利
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2
必要書類	「働き方改革支援」の必要書類及びテレワーク東京ルール実践企業宣言のウェブサイトの実践企業宣言書ページの写し

ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援

ご利用いただける方

- (1) 又は (2) に該当する中小企業者又は組合
 (1) 認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定を取得していること。
 (2) 東京都のソーシャルファームに関する認証又は予備認証を取得していること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2 億 8,000 万円(組合 4 億 8,000 万円)		
融資期間	15 年以内 (据置期間 2 年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7 年以内 1.7%以内 7 年超 15 年以内 2.2%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7 年以内 1.5%以内 7 年超 15 年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済 (元金据置期間は 2 年以内)。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援申込書及び以下の書類 ・ ご利用いただける方 (1) の場合、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書面の写し ・ ご利用いただける方 (2) の場合、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 法第 1 項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料 (東京都認証ソーシャルファーム認証書) の写し		

※ 令和 2 年度の「ソーシャル」の既往融資残高を含めます。

ゼロエミッション支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）から（５）までのいずれかに該当する方

- （１）東京都の中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイト公表されていること。
- （２）東京都の「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用していること。
- （３）ISO14001 やエコアクション 21 の認定を取得していること。
- （４）東京都の「LED 照明等節電対策促進助成事業」を利用していること。
- （５）東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、ゼロエミッション支援申込書及び以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用いただける方(1)の場合、東京都環境局の地球温暖化対策報告書制度のウェブサイトにて報告書の内容を公表していることが確認できるページの写し ・ご利用いただける方(2)の場合、省エネ対策サポート事業者との間で締結した省エネコンサルティングに係る契約書等の写し ・ご利用いただける方(3)の場合、ISO14001 やエコアクション 21 の認定、登録証等の写し ・ご利用いただける方(4)の場合、LED 照明等節電対策促進助成金の交付決定通知書の写し ・ご利用いただける方(5)の場合、別に定める 		

* 令和2年度の「ゼロエミ」の既往融資残高を含めます。

BCP・サイバーセキュリティ対策支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）から（５）までのいずれかに該当する方

- （１）公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成事業金」を利用していること。
- （２）公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP 策定講座（ステージ２）」にて BCP を策定していること。
- （３）BCP の策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCP を策定していること。
- （４）公益財団法人東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用していること。
- （５）東京都中小企業団体中央会の「団体向けリスクマネジメント」普及啓発事業の助成事業を利用していること。
- （６）独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）の SECURITY ACTION の２段階目（★★二つ星）の「宣言済み」であること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	<p>3ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、BCP・サイバーセキュリティ対策支援申込書及び以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用いただける方（１）の場合、BCP 実践促進助成金の交付決定通知書の写し ・ご利用いただける方（２）（３）の場合、事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る支援内容証明申請書（支援団体には、個人情報の利用に関する同意書を提出すること。） ・ご利用いただける方（４）の場合、サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し ・ご利用いただける方（５）の場合、団体向けリスクマネジメント普及啓発事業助成金の交付決定通知書の写し ・ご利用いただける方（６）の場合、SECURITY ACTION（★★）のロゴマーク使用の手続きが完了した旨のIPAからのメールの写し 		

※ 令和2年度の「BCPサイバ」の既往融資残高を含めます。

金融機関提案融資

特徴 金融機関による独自の支援を受けたい方に

金融機関提案

『『未来の東京』戦略ビジョン』2030年に向けて取り組むべき「戦略」に対応したテーマを金融機関が設定し、他の支援機関等と連携して経営支援を行う融資です。

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額*	取扱金融機関所定の融資限度額。ただし、2億8,000万円（組合4億8,000万円）の範囲内
融資期間	取扱金融機関ごとに定めます。
融資利率（年率）	
返済方法	
融資形式	
信用保証料補助	信用保証料率 0.2%相当分
必要書類	取扱金融機関ごとに定めます。

※ 平成25年度以降の「政策特別」及び令和2年度の「金融提案」の既往融資残高を含めます。

※金融機関提案融資の詳細は下記に掲載を予定

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/>



政策特別

金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用し、新たな事業展開や経営改善など中小企業者のみなさまの
前向きな取組を支援する融資です。融資と併せて経営や販売のアドバイス等の経営支援を実施します。

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	取扱金融機関所定の融資限度額。ただし、2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）の範囲内
融資期間	取扱金融機関ごとに定めます。
融資利率（年率）	
返済方法	
融資形式	
信用保証料補助	信用保証料率 0.2%相当分
必要書類	取扱金融機関ごとに定めます。

※ 平成 25 年度以降の「政策特別」及び令和 2 年度の「金融提案」の既往融資残高を含めます。

融資の詳細、お申込み方法等につきましては、各取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

○ 西武信用金庫【経営基盤強化】

対象企業	新たな事業展開や経営改善を目指す中小企業者又は組合
資金使途	専門家派遣により抽出された経営課題の解決に必要な運転・設備資金
特 徴	中小企業者等のニーズに合った経営・法律・財務などの専門家を無料派遣します。 海外展開や経営基盤強化などの課題解決に必要な資金を低利で融資します。

○ 西京信用金庫【防災対策】

対象企業	事業所の耐震化等の防災対策に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	耐震診断や耐震改修工事等の防災対策の実施に必要な資金
特 徴	耐震診断のあっせん・施工業者の紹介など、防災対策に関する相談をワンストップで受付します。 金融機関の独自融資の併用により、多額・長期の資金需要にも対応します。

○ みずほ銀行【経営基盤強化】

対象企業	従業員の健康管理強化及び健康増進に取り組む中小企業者
資金使途	健康管理強化や健康増進に関する取組等に必要な資金
特 徴	次の1から3までのいずれかに該当する企業に対し、経営課題の抽出及び外部専門機関とともに経営課題を解決するための取組を支援します。 1 全国健康保険協会東京支部若しくは健康保険組合連合会東京連合会から健康企業宣言に関する宣言の証の交付を受けた企業 2 全国土木建築国民健康保険組合から健康事業所宣言証明書の交付を受けた企業 3 国民健康保険組合東京協議会からチャレンジの証の交付を受けた企業

○ 三井住友銀行【経営基盤強化】

対象企業	融資事務の効率化・デジタル化を図り、新たな事業展開や経営改善を目指す中小企業者又は組合
資金使途	事業実施に必要な運転資金及び設備資金
特 徴	電子契約サービス活用による融資事務の効率化や、デジタル化による効率化を支援します。 電子契約サービス支援、EB サポート、業務あっせん、各種情報提供など、ニーズに基づく支援を提供します。

○ 三井住友銀行【経営基盤強化】

対象企業	取扱金融機関による支援を受けSDGs経営計画を策定し、新たな事業機会の創出や企業イメージの向上などに取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金及び設備資金
特 徴	SDGsに関する豊富な知見を有する(株)日本総合研究所と連携し、SDGs経営計画の策定及び実行に向けて、経営相談や各種情報提供、業務あっせんなど、ニーズに基づく経営支援を実施します。

小規模事業融資

特徴

小口資金を調達したい方に

小口 フリーランス [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

- （１）信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者として次のアからカまでのいずれかに該当すること。
- ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）
 - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方
 - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者である方
 - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方
 - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方
 - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）
- （２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2,000万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	固定金利	3年以内	1.9%以内
		3年超5年以内	2.1%以内
		5年超7年以内	2.3%以内
		7年超	2.5%以内
	変動金利	「短プラ+0.7%」以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、融資期間が6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・小口の据置期間を1年超2年以内とする場合は、経営安定融資（経営一般）の「東京都知事が指定するもの（2020 関連）」の申込に必要な書類		
その他	・融資期間1年以内の場合、新規申込手続により更新することができます。 ・本融資対象であり、かつ経営安定融資（経営一般）の「東京都知事が指定するもの（2020 関連）」に該当する場合、据置期間を2年以内とすることができます。また、融資期間が2年以内の場合は、一括返済とすることができます。		

小口 フリーランス [小口支援特例]

▶ 特例措置 ～ 「小口 フリーランス」の金利から 0.4%優遇

<p>ご利用いただける方</p>	<p>「小口 フリーランス」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方 (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けている (2) 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けている</p>
<p>必要書類</p>	<p>・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・上記(1)の場合、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書(支援団体には、経営指導内容証明依頼書を提出してください。) ※証明書の有効期間は発行日から30日です。受領後は速やかにお申込みください。 ・上記(2)の場合、確認申請書</p>

< 融資の流れ >



クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】

ご利用いただける方

- (1) から (3) の全てを満たす小規模企業者
- (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- (3) (2) の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	300万円
融資期間	2年以内
融資利率（年率）	固定金利 1.9%以内 変動金利 「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の2分の1
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」

一般事業融資

特徴 事業資金を調達したい方に

事業一般

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額 ^{※1、※2}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」

事業一般（受注対応特例）

▶ 特例措置 ～ 将来的な売上金の入金に応じて返済方法を柔軟に設定

ご利用いただける方

取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額 ^{※1、※2}	1億円（組合2億円）
融資期間	2年以内（据置期間2年以内を含む。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は2年以内）又は一括返済。ただし、対応する受注による売上金の入金に応じた返済方法を設定することができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 対応する受注の内容が確認できる資料の写し

※1 平成14年度以降の「自律」（「つなぎ」「借換」を除く。）及び平成26年度以降の「事業一般」の既往融資残高を含めます。

※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とします。

特徴 迅速につなぎ資金を調達したい方に

クイックつなぎ（事業一般）

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合
- （１）都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
 - （２）上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額*	500万円
融資期間	2年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成14年度以降の「つなぎ」、平成22年度の「つなぎ・円高」、平成26年度以降の「クイック・短期」、平成30年度の「事業・短期」、平成31(令和元)年度の「事業・つなぎ」及び令和2年度以降の「事業つなぎ」の既往融資残高を含めます。

一般事業融資

特徴 事業資金を調達したい小規模企業の方に

小規模特別（事業一般）

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、従業員数が30人（「卸売業」、「小売業」又は「ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業・宿泊業・娯楽業・旅館業を除くサービス業」を主たる事業とする事業者については10人）以下の方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	8,000万円		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内
		変動金利	「短プラ+0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」		

* 令和2年度までの「小企」の既往融資残高を含めます。

補助金・助成金つなぎ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、補助金・助成金（東京都産業労働局（観光部、雇用就業部、商工部）、公益財団法人東京都中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研修センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金等）の交付決定を受けた事業を行う方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1億円(組合2億円)(補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内)		
融資期間	10年以内(補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末まで)		
融資利率(年率)	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	原則、期日一括返済(当該助成金・補助金の当該助成金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合は中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。)		
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「補助金・助成金つなぎ」申込書 ・補助金・助成金の事業申請書の写し ・補助金・助成金の交付決定通知書の写し 		

極度枠設定

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（1）及び（2）を満たす中小企業者又は組合
- （1）引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
 - （2）次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの
 - イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額※	極度額 1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
融資形式	手形貸付（極度貸付）
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成 16 年度以降の「極度」の極度額及び平成 13 年度以降の「計画 1」の極度額を含めます。

▶ 特例措置 ~ 官公需的格特例は「組合向け」の金利から0.1%優遇

組合向け

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす組合

融資条件

資金使途	(1) 組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金。ただし、保証協会の保証付融資の場合には、代表理事が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とします。 (2) 組合の事業資金		
融資限度額*	2億円（転貸資金の場合、1組合員につき3,500万円）		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内
		変動金利	「短プラ+0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
官公需適格特例：「官公需適格組合」としての証明を受けた方は、上記の金利から0.1%優遇します。			
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	(1) 保証協会の保証を付ける場合：証書貸付又は手形貸付 (2) 保証協会の保証を付けない場合：金融機関所定の融資形式		
保証人	(1) 転貸資金の場合：代表理事及び転貸先の代表者（個人の場合には事業主） (2) 転貸資金以外の場合：原則として代表理事		
物的担保	(1) 保証協会の保証を付ける場合：5ページに定めるとおり。ただし、転貸資金は1組合員1,000万円以下の場合、原則として無担保 (2) 保証協会の保証を付けない場合：必要に応じ物的担保を要します。		
その他	受付機関は、取扱指定金融機関（商工組合中央金庫）、東京都中小企業団体中央会のみ		
必要書類	・融資申込受付期間の定める書類 ・「官公需適格特例」の場合は、上記のほか、官公需適格組合証明書の写し		

※ 平成16年度以降の「組（「組・官公需」を含む。）」及び平成15年度以前の「組1」「組2」の既往融資残高を含めます。

特徴

新規の創業資金、創業後の事業資金を調達したい方に

▶ 特例措置 ～ 創業支援特例は「創業」の金利から 0.4%優遇

創業

ご利用いただける方

【融資対象1】〔創業前〕 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、2ページの「ご利用いただける方」の2から4の条件を全て満たす方

【融資対象2】〔創業後〕 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、創業した日から5年未満である中小企業者及び組合（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から5年未満の方を含む。）

【融資対象3】〔分社化〕 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、東京都内で分社化（※1）しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額（※2）	3,500万円（融資対象1は自己資金（※3）に2,000万円を加えた額の範囲内）		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
その他	「創業関連保証（2,000万円）」及び「創業等関連保証（1,500万円）」を併用する場合には2口に分けての申込みとなります。		

※1 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

※2 （1）融資限度額の取扱い

融資対象1及び3は、「創業関連保証（2,000万円）」及び「創業等関連保証（1,500万円）」の範囲内とします。

（2）認定特定創業支援事業に係る「創業関連保証」の特例

融資対象1については、創業6か月前から利用できるものとします。

※3 自己資金 = (1) - (2)

(1) 創業しようとする者が事業に充てるために用意した次のアからカまでの合計額

ア 残高の確認できる預貯金

- イ 客観的に評価が可能な有価証券に保証協会の定める評価率を乗じたもの
- ウ 敷金、入居保証金
- エ 資本金・出資金に充てる資金
- オ 融資申込み前に導入した事業設備（不動産を除く。）
- カ 客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）

(2) 次のア及びイの合計額

- ア 残存返済期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等長期返済を前提とする借入金の年間返済予定額の2年分
- イ その他の借入金全額

必要書類	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要 ・ 創業計画添付書及び創業計画書（創業計画書については、公益財団法人東京都中小企業振興公社の創業支援を受け、策定した創業計画書で代用することができます。また、区市町村の制度融資と併用する場合は、区市町村所定の創業計画書で代用することができます。）
融資対象 1	<p>次の（1）から（7）に該当する自己資金を有する場合は、上記のほか、その金額等を確認できる次の書類の写し（ただし、（4）の証明書及び書面については原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 預金については、預金通帳又は預入日及び満期日が表示された証書等預金残高の推移が確認できるもの （2） 有価証券については、取引通知書、計算書又は投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの （3） 敷金及び入居保証金については、賃貸借契約書及び預り証等の差入金額等の確認ができるもの （4） 資本金又は出資金については、株式払込金保管証明書、出資払込金保管証明書又はその会社を代表すべき者が作成した発行価格の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、「取引明細等払込取扱機関が作成した書面」又は「払込取扱機関における口座の預金通帳の写し」を添付したもの （5） 融資申込み前に導入した事業用設備については、領収書等支出した金額が確認できるもの （6） 上記以外の自己資金で金額を確認できる客観的な証明書類 （7） 借入金については、返済予定表又は借入残高が確認できるもの及び借入の始期、終期が確認できるもの

創業（創業支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「創業」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方

「創業」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

- （1） 産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- （2） 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援（※）を受け、その証明を受けていること。

必要書類

- ・ 「創業」の必要書類
- ・ 認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する創業支援内容証明申請書（支援団体には、個人情報に関する同意書を提出してください。）

※ 直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。

特徴

海外販路の開拓など、海外への事業展開を行いたい方に

海外展開支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行する方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 海外展開事業計画書 ・ 海外展開に係る独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社の支援を受けた場合、海外展開支援内容証明申請書 		

※ 平成28年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含めます。

特徴 「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用して、販路開拓を行いたい方に

ビジネスチャンス・ナビ〔A型〕

ご利用いただける方

ビジネスチャンス・ナビ 2020 にユーザー登録している中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2,000万円		
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内
			3年超5年以内 1.8%以内
		変動金利	5年超7年以内 2.0%以内
			7年超 2.2%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内
			3年超5年以内 1.6%以内
		変動金利	5年超7年以内 1.8%以内
			7年超 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 ユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等） 		
その他	融資限度額には、保証協会の「ナビ連携A」、平成29年度以降の「事業・ナビA」及び令和2年度の「ナビA」の既往融資残高を含めます。		

ビジネスチャンス・ナビ〔B型〕

ご利用いただける方

ビジネスチャンス・ナビ 2020 にユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビ 2020 に掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	受注した工事代金等を引き当てとした運転資金		
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	5年以内（工事代金等が入金されるまでの期間）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	原則として一括返済。ただし、工事代金等が分割して入金される場合は、入金に応じた返済方法を設定することができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 ユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等） ・工事代金等の引き当てが確認できる資料 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一括返済かつ融資期間が2年を超える融資については、融資が完済となるまで、取扱指定金融機関は、本融資利用者が新たな決算期を終える毎に決算書等財務諸表一式を保証協会に提出することが必要です。 ・融資限度額には、保証協会の「ナビ連携B」、平成29年度以降の「事業・ナビB」及び令和2年度の「ナビB」の既往融資残高を含めます。 		

設備融資

特徴 機械や設備の更新・増強を行いたい方に

設備投資・企業立地促進〔設備投資〕

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行う方、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う方

融資条件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内
			3年超5年以内 1.8%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	5年超7年以内 2.0%以内
			7年超10年以内 2.2%以内
責任共有制度の対象外となる場合	変動金利	「短プラ+0.4%」以内	
		責任共有制度の対象外となる場合	固定金利
責任共有制度の対象外となる場合	固定金利		
		責任共有制度の対象外となる場合	固定金利
責任共有制度の対象外となる場合	固定金利		
		責任共有制度の対象外となる場合	固定金利
責任共有制度の対象外となる場合	変動金利		
		返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画書		

※ 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

設備融資

特徴

工場・事務所の新增設を行いたい方に

設備投資・企業立地促進〔企業立地促進〕

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う方

融資条件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内
			3年超5年以内 1.8%以内
		変動金利	5年超7年以内 2.0%以内
			7年超10年以内 2.2%以内
責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	10年超 2.4%以内	
		「短プラ+0.4%」以内	
	固定金利	3年以内 1.5%以内	
		3年超5年以内 1.6%以内	
変動金利	5年超7年以内 1.8%以内		
	7年超10年以内 2.0%以内		
		10年超 2.2%以内	
		「短プラ+0.2%」以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）		
融資形式	証書貸付		
物的担保	原則として物的担保を要します。		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画書 		

※ 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

経営強化融資

特徴

外部の専門家の支援を受けつつ、経営基盤を強化したい方に

▶ 特例措置 ～ 強化認定革新特例は「経営強化」の金利から 0.2%優遇

経営強化

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）又は（２）を満たす方。
 なお、（２）を満たす方で、（３）も併せて満たす方は強化認定革新特例を利用することができます。

- （１）金融機関及び認定経営革新等支援機関（※1）の支援を受けつつ、自ら事業計画（※2）の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。【経営力強化保証制度（国の全国統一保証制度）】
- （２）中小企業等経営強化法の認定を受けていること。
- （３）経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

融資条件

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金		
融資限度額	ご利用いただける方（１）2億8,000万円（組合4億8,000万円）※3 ご利用いただける方（２）1億円（組合2億円）※4		
融資期間	ご利用いただける方（１） 運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、この融資の保証によって、都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は10年以内とします。 ご利用いただける方（２） 10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
変動金利はご利用いただける方（２）に限ります。			
返済方法	分割返済（元金据置期間は、ご利用いただける方（１）1年以内、（２）2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ご利用いただける方（1）の場合 ・ 国の「経営力強化保証制度要綱」に定める「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・ 事業計画書（申込人が策定したもの） ・ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要） <p>ご利用いただける方（2）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営強化法の認定を受けたことが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認定・認証・登録書」等） <p>ご利用いただける方（3）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）
-------------	--

- ※1 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）により、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行うものをいいます。
- ※2 次の（1）から（3）までの内容を全て満たすもの又は含むものをいいます。
- （1）計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短の期間とし、原則として 5 事業年度を最大の期間とします。
 - （2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - （3）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- ※3 平成 24 年度以降の「都経営力強化」、平成 29 年度以降の「経営支援特例」、平成 30 年度以降の「経営支援」及び令和 2 年度の「強化支援」の既往融資残高を含めます。
- ※4 令和 2 年度の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含めます。組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は 1 億円とします。

経営強化融資

経営強化（強化認定革新特例）

▶ 特例措置 ～ 「経営強化（2）」の金利から 0.2%優遇

ご利用いただける方

「経営強化（2）」をご利用いただける方で、次の条件を満たす方
 経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

必要書類

- ・ 「経営強化（2）」の必要書類
- ・ 確認申請書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）

チャレンジ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合のうち、次のいずれかの事業を行う方（各事業の詳細は【別表】）

- (1) 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
- (2) 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
- (3) 令和3年度において東京都が重点的支援を行う事業等

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	1億円（組合2億円）		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 「チャレンジ」事業計画書 ・ 融資対象であることが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認証保育所認証書」、「認定・認証・登録書」、「助成金の申請書及び交付決定」等） 		
	事業多角化・転換 別表3（2）の 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 事業多角化・事業転換計画書 	
	耐震補強 別表3（3）の 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 工事見積書 ・ 確認申請書（チャレンジ・耐震補強） 	

※ 平成18年度以降の「チャレンジ」、平成17年度以降の「承継」並びに平成16年度以降の「チャレンジ1」、「チャレンジ2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融資残高を含めます。

※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とします。

<p>1 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業</p> <p>(1) 法に基づくもの</p> <p>ア「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)</p> <p>イ「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)</p> <p>(2) 東京都の認定等に基づくもの</p> <p>ア「東京都認証保育所事業実施要綱」の認証を受けた保育事業</p> <p>イ 事業可能性評価事業(ただし、継続支援の期間中のものに限る)の認定等を受ける</p> <p>ウ 東京における地区物流効率化認定制度</p> <p>エ 伝統工芸品産業振興</p> <p>オ 中小企業活力向上プロジェクトの「成長アシストコース」及び中小企業活力向上プロジェクトネクストの「アシストコース」による支援を受けた企業(ただし、事業計画書を策定し、修了の証明を受けているものに限る。)</p> <p>カ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業</p> <p>キ 世界発信コンペティションにおいて表彰を受けた企業(ただし、表彰後3年以内のものに限る。)</p> <p>ク 革新的サービスの事業化支援事業(ただし、継続支援の期間中のものに限る。)</p> <p>ケ 生産性向上支援事業(ただし、平成30年度以降に「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を受けている企業等に限る。)</p>
<p>2 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業</p> <p>(1) 中小企業技術活性化支援事業</p> <p>(2) 商店街チャレンジ戦略支援事業</p> <p>(3) 研究開発等の支援のために其他公的機関の助成金の交付決定を受けた事業※1</p> <p>(4) 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業</p> <p>(5) 商店街空き店舗活用事業</p>
<p>3 令和3年度において東京都が支援を行う事業等</p> <p>(1) 東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合制度の認定を受けた事業者が、環境配慮に資する設備等の導入を図るもの</p> <p>(2) 事業の多角化・転換を行うもので、適当と認められた事業※2</p> <p>(3) 宿泊業活性化対策事業にて交付を受けた補助金又は東京都宿泊施設耐震診断補助金により耐震診断を受けた中小企業者等であって、診断結果に基づき耐震補強工事を図るもの※3</p> <p>(4) 上記に準じるその他の取組で適当と認められたもの</p>

- ※1 研究開発等の支援のために国、地方公共団体、其他関連団体が交付する助成金(補助金)の交付決定を受けた事業。
- ※2 事業多角化又は事業転換を行う場合、以下の要件を満たすもの。
- ・ 事業多角化の場合、事業多角化前に1年以上業歴があること。
 - ・ 事業転換の場合、事業転換前に1年以上業歴があり、事業転換完了後1年未満であること。
- なお、保証協会の保証対象外の事業を行っていた者が事業転換をした場合、本制度(「チャレンジ」)の融資対象にはならない。
- ※3 申込者と耐震補強工事対象物件の所有者が異なる場合は、対象外となる。

事業承継融資

特徴 事業承継に必要な資金を調達したい方に

▶ 特例措置 ～事業承継支援特例は「事業承継」の金利から 0.2%優遇

事業承継一般

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方

- （１）事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方
- （２）事業を承継した日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方
- （３）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた方
- （４）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた方

融資条件

資金使途	・ご利用いただける方（１）から（３）の場合、運転資金・設備資金 ・ご利用いただける方（４）の場合、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金。ただし、以下のイは会社の株式等に限り、アイは会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。） ア 事業用資産等の取得資金 イ 会社の株式等の取得資金	
融資限度額*	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）	
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）	
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内 5 年超 7 年以内 2.0%以内 7 年超 2.2%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内 1.5%以内 3 年超 5 年以内 1.6%以内 5 年超 7 年以内 1.8%以内 7 年超 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付又は手形貸付	
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1	
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ ご利用いただける方（１）の場合、事業承継計画書 ・ ご利用いただける方（２）の場合、事業計画書（事業承継） ・ ご利用いただける方（３）及び（４）の場合、都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）	

※ 平成 27 年度以降の「事業承継」、平成 30 年度以降の「事業承継（融資対象 1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和 2 年度の「承継一般」及び「承継経保」の既往融資残高を含めます。

事業承継経営者保証不要型

▶ 法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）又は（２）に該当し、かつ（３）に該当する方。ただし、既に信用保証協会の事業承継特別保証制度を利用したことがある方は、当該制度の初回の保証日（貸付実行されたものに限り）から３年以内に保証申込みを行うものに限り。また、（国の全国統一保証制度）

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施しており、事業承継日から３年を経過していないこと。
- （３）次のアからエまでの全てを満たすこと。
 - ア 資産超過であること。
 - イ EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却））が 10 倍以内であること。
 - ウ 法人・個人の分離がなされていること。
 - エ 返済緩和している借入金が無いこと。

融資条件

資金使途	【ご利用いただける方（１）の場合】 事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金 【ご利用いただける方（２）の場合】 事業資金であって、事業承継前（代表者の交代及び追加の登記を行う前）における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の2分の1又は保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方
必要書類	・4ページの申込書類の「1 共通書類」 【国の事業承継特別保証制度要綱で定める以下の書類】 ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書（既往借入金の借換をする場合） ・他行借換依頼書兼確認書（既往借入金の借換をする場合で申込金融機関以外の借入金を含む場合） ・事業承継時判断材料チェックシート（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合の料率を使用する場合）

※ 平成27年度以降の「事業承継」、平成30年度以降の「事業承継（融資対象1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和2年度の「承継一般」及び「承継経保」の既往融資残高を含めます。

事業承継個人融資型

ご利用いただける方

次の(1)又は(2)のいずれかを満たす方

(1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の会社要件及び代表者要件を満たすこと。

（中小企業者の会社要件） 2 ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（代表者個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の他の中小企業者の要件及び個人要件を満たすこと。

（他の中小企業者の要件） 2 ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資条件

資金使途	【ご利用いただける方（1）の場合】 次のいずれかに該当すること		
	ア 株式等取得資金 イ 事業用資産等取得資金 ウ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 エ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 オ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金		
	【ご利用いただける方（2）の場合】 次のいずれかに該当すること		
	ア 事業用資産等取得資金 イ 株式等取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り、）		
融資限度額	2億8,000万円		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	1.7%以内
		3年超5年以内	1.8%以内
		5年超7年以内	2.0%以内
		7年超10年以内	2.2%以内
		10年超	2.4%以内

融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	1.5%以内
		3年超5年以内	1.6%以内
		5年超7年以内	1.8%以内
		7年超10年以内	2.0%以内
		10年超	2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	ご利用いただける方(1)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】が必要となる書類に加えて、会社である認定中小企業者に関して、【法人の方】が必要となる書類の一部（申込者が個人として他に事業を営んでいない場合には、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） ・都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定） ご利用いただける方(2)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】が必要となる書類。（ただし、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） また、経営の承継を行う他の中小企業者に関して、【法人の方】及び【個人の方】が必要となる書類の一部 ・都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定） 		

※ 平成30年度以降の「事業承継(融資対象2)」及び令和2年度の「承継個人」の既往融資残高を含めます。

事業承継融資

事業承継（事業承継支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「事業承継」の金利から 0.2%優遇

ご利用いただける方

「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型（1）」をご利用いただける方で、次のいずれかの条件を満たす方

- (1)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会联合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。
- (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。

必要書類

- ・「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型」の必要書類
- ・東京商工会議所、東京都商工会联合会、町田商工会議所又は公益財団法人東京都中小企業振興公社が発行する事業承継支援内容証明申請書（支援団体には、個人情報利用に関する同意書を提出してください。）

特徴 3年間の満期一括返済が可能でM&Aによる事業承継に取り組みたい方に

M&A つなぎ

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、M&Aにより事業承継に取り組む方。ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金（注1、2）		
融資限度額*	2,500万円		
融資期間	3年以内		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	1.7%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	1.5%以内
返済方法	原則として一括返済		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・M&A 確認書 		

（注1）売却側で、廃業に向けた事業清算に係る資金は対象外

（注2）投機・転売を目的とした株式取得は対象外

※ 令和元年度の「承継・M&A」及び令和2年度の「承継 M&A」の既往融資残高を含めます。

特徴 売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営セーフ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、セーフティネット保証(※)に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までの認定）を受けた方

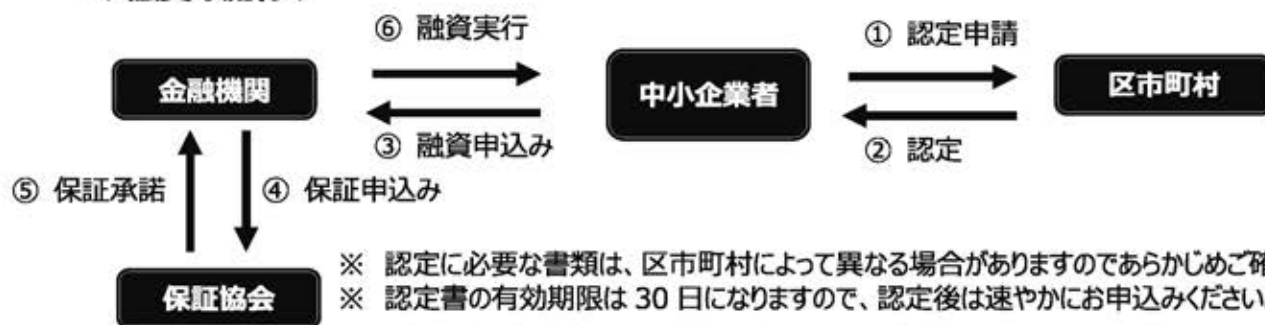
※ セーフティネット保証の内容については、6 ページをご覧ください。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超	2.2%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1。		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 5 項に係る認定） 		
その他	申込受付期間は、認定書の有効期間内とします。		

※ 平成 16 年度以降の「経営セーフ」、平成 20 年度以降の「経営緊急」及び平成 23 年度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含めます。

< 融資の流れ >



※ 認定に必要な書類は、区市町村によって異なる場合がありますのであらかじめご確認ください。
 ※ 認定書の有効期限は 30 日になりますので、認定後は速やかにお申込みください。

経営安定融資

特徴

売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営一般

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する方
- (1) 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。（※1）
 - (2) 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が平成20年8月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。
 - (3) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」といいます。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」といいます。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。
 - (4) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少している。
 - (5) 倒産等企业（※2）に事業上の債権を有している。
 - (6) 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていることが必要
 - (7) 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じている方であって（アスベスト対策）、別に定める要件に該当している。
 - (8) 東京都知事が指定するものであって（2020関連）、別に定める要件に該当しているもの

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1億円（組合2億円）		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	3年以内	1.7%以内
		3年超5年以内	1.8%以内
5年超7年以内		2.0%以内	
7年超		2.2%以内	
責任共有制度の 対象外となる場合	3年以内	1.5%以内	
	3年超5年以内	1.6%以内	
	5年超7年以内	1.8%以内	
	7年超	2.0%以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		

信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1。ただし、融資対象（8）に該当する場合は、信用保証料の 2 分の 1 を補助します。
その他	ご利用いただける方（5）の場合、申込受付期間は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から 1 年以内とします。

必要書類

- ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」
 - ・ 「経営一般」該当届
 - ・ 融資対象であることが確認できる書類の写し
- ※1 「最近 3 か月間の売上実績」、「今後 3 か月間の売上見込み」の考え方
- （例）申込月が 4 月の場合
- ・ 実績の基準月（申込月の前々月）は 2 月
売上実績は、2 月を含む 1～3 月又は 12～2 月の 2 通りとなります。
 - ・ 見込みの基準月（申込月の翌月）は 5 月
売上見込みは、5 月を含む 4～6 月又は 5～7 月の 2 通りとなります。
- ※2 倒産等企業の届出
- （1）倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から 1 年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとします。
- （2）倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとします。

- ※ 平成 16 年度以降の「経営一般」及び平成 23 年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含めます。
- ※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、融資限度額を 1 億円とします。

経営改善（改善支援）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けている方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 ただし、改善計画の実施に必要な資金に限る。		
融資限度額*	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	3 年以内	1.7%以内
		3 年超 5 年以内	1.8%以内
		5 年超 7 年以内	2.0%以内
		7 年超 10 年以内	2.2%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	3 年以内	1.5%以内
		3 年超 5 年以内	1.6%以内
		5 年超 7 年以内	1.8%以内
		7 年超 10 年以内	2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 「改善支援」支援証明申請書の写し（支援団体には個人情報の利用に関する同意書を提出してください。） ・ 「改善支援」に係る改善計画書の写し 		

※ 平成 29 年度の「経営支援特例」、平成 30 年度以降の「経営支援」及び令和 2 年度の「改善支援」の既往融資残高を含める。

経営改善（改善サポート）

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）に定める要件（経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等）に該当する方【国の全国統一保証制度】

融資条件

資金使途 ^{※1}	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。 （原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。）		
融資限度額 ^{※2}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	1.7%以内
		3年超5年以内	1.8%以内
		5年超7年以内	2.0%以内
		7年超10年以内	2.2%以内
		10年超	2.4%以内
	※3 責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	1.5%以内
		3年超5年以内	1.6%以内
		5年超7年以内	1.8%以内
		7年超10年以内	2.0%以内
		10年超	2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	事業者の信用保証料負担が保証料率のうち0.2%になるよう、国が信用保証料を補助する。		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・国の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」に定める計画書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」） 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とします。 ・次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができます。 <p>① 直近の決算書が資産超過であること。</p> <p>② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>		

※1 新型コロナウイルス感染症に係る危機指定期間内に保証協会が保証申込み受付し、同期間内に実行された、経営安定関連保証5号を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での借換えを行う場合（責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済も併せて行い、債務を一本化する場合も含む。なお、この場合も責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金と前記の経営安定関連保証5号を付した既往借入金の合計金額の範囲内での借換とする。）に限り、責任共有制度の対象となる保証を付した既往債務から、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資への借換を可能とします。

※2 平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度以降の「経営支援」及び令和2年度の「改善サポート」の既往融資残高を含めます。

※3 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での本融資による借換えを行う場合及び上記※1に記載の借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができます。

借換融資

特徴

月々の返済負担を軽減したい方に

特別借換

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（1）及び（2）を満たす方

- （1）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （2）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

融 資 条 件

資金使途	運転資金 (原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。)
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
融資期間	10年以内（据置期間6か月以内を含む。)
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6ヶ月以内）
融資形式	証書貸付
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「特別借換」事業計画書（本制度で借り換える借入金の内容、今後の取組内容、経営実績、今後の見込等を記載した計画で、金融機関を經由して保証協会に提出していただくものです。）

企業再生（再生法的整理）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(3)までの全てに該当する方

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申し立てを行った方又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき会社更生手続の申し立てを行った方
 - イ 民事再生法第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方
- (2) 民事再生計画又は会社更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない方
- (3) 次のア及びイを満たす方
 - ア 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。
 - イ 償還が見込まれること。

融資条件

資金使途	次に掲げる資金とする。 (1) 原材料の購入のための費用 (2) 商品の仕入れのための費用 (3) 商品の生産に係る労務費及び経費 (4) 設備の増強、改良、補修等のための費用 (5) 販売費及び一般管理費 (6) 借入金利息の弁済のための費用 (7) 金銭債権の弁済のための費用
融資限度額*	2 億円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）又は保証協会の指定する方法
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、下の(1)～(10)までの書類の写し。ただし、保証協会が、再生計画履行可能性が高いこと等により提出を不要と判断した書類については、この限りではありません。また、再生計画及び更生計画の認可決定前の申込みである場合は、(6)～(8)までの書類の写しの提出は不要です。 (1) 過去 1 年分の月次資金繰り実績表 (2) 今後 1 年分の月次資金繰り予定表 (3) 過去 3 年分の貸借対照表・損益計算書・事業報告書・株主資本等変動計算書等及び附属明細書並びに税務申告書 (4) 民事再生、会社更生の手続開始申立書及び申立書の添付書類一切 (5) 民事再生、会社更生の申請に係る監督委員又は管財人の意見書（調査委員の報告書がある場合はそれを含みます。） (6) 民事再生、会社更生の計画認可決定書及び事業計画書を含んだ認可決定の添付書類一切 (7) 計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） (8) 別除権についての返済計画書（別除権に対する返済を履行している場合は、返済履行報告書を含みます。） (9) 取引先からの支援を証する書類（取引証明書、契約書、納品書、発注書、依頼書、業務提携書等） (10) その他、保証協会が必要とする書類

※ 平成 14 年度から平成 19 年度までの「再建」、平成 20 年度以降の「企業再建」、平成 18 年度以降の「リバイバル」及び令和 2 年度までの「企業再生」の既往融資残高を含めます。

企業再生（再生私的整理）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(9)までのいずれかに従って事業再生を行う方

- (1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生に係る委員会が策定を支援した再生計画
- (2) 東京都中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合又は機構が策定を支援した再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った再生計画
- (7) 特定認証紛争解決手続きに基づき策定された再生計画
- (8) 私的整理ガイドラインに基づき策定された再生計画
- (9) 経営サポート会議（中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であつて保証協会が参加するもの）による検討に基づき策定された再生計画

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2 億円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）又は保証協会の指定する方法
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 再生計画書 ・ 情報提供等に関する同意書
	【ご利用いただける方の（2）の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 東京都中小企業再生支援協議会が作成した「再生計画調査報告書」の原本又は写し ・ 情報提供等に関する同意書

※ 平成 14 年度から平成 19 年度までの「再建」、平成 20 年度以降の「企業再建」、平成 18 年度以降の「リバイバル」及び令和 2 年度までの「企業再生」の既往融資残高を含めます。

危機対応融資

特徴

東日本大震災や大規模な経済危機や災害等の被害を受けた方に

危機対応

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次のいずれかに該当する方

- (1) 東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条に係る認定等）を受けた方
- (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）を受けた方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の2分の1
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第128条に係る認定等）又は区市町村長の認定書（信用保険法第2条第6項に係る認定）
その他	ご利用いただける方の（1）の場合は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内に貸付実行する必要があります。 ご利用いただける方の（2）の場合は、危機指定期間内に貸付実行する必要があります。

※ 平成 23 年度以降の「災害緊急」、平成 30 年度の「危機関連」、平成 31 年度（令和元年）度以降の「危機対応」の既往融資残高を含めます。

< 融資の流れ >



都制度融資の相談窓口

○ 東京信用保証協会

八重洲 支店 (千代田・中央・港・島しょ)	03 (3272) 3151	中央区八重洲 2-6-17 (2 階)
池袋 支店 (豊島・板橋・練馬)	03 (3987) 5445	豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 8 階
五反田 支店 (品川・目黒)	03 (5447) 8250	品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエアビル 4 階
錦糸町 支店 (墨田・江東・江戸川)	03 (5608) 2011	墨田区錦糸 1-2-1 アルカントビル 4 階
新宿 支店 (新宿・中野・杉並)	03 (3344) 2251	新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル 3 階
千住 支店 (荒川・足立)	03 (3888) 7231	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階
上野 支店 (文京・台東・北)	03 (3847) 3171	台東区元浅草 2-6-7 マチビル 5 階
渋谷 支店 (世田谷・渋谷)	03 (5468) 0135	渋谷区渋谷 3-28-13 渋谷新南口ビル 5 階
葛飾 支店 (葛飾)	03 (5680) 0801	葛飾区青戸 7-2-5 城東地域中小企業振興センター 3 階
大田 支店 (大田)	03 (5710) 3610	大田区南蒲田 1-20-20 城南地域中小企業振興センター 3 階
立川 支店 (八王子支店担当地域以外の多摩地区)	042 (525) 6621	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5 階
八王子 支店 (八王子・町田・日野・多摩・稲城)	042 (646) 2511	八王子市明神町 3-20-6 八王子ファーストスクエアビル 3 階

【創業に関するご相談】

上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。
 (創業アシストプラザ)

○ 東京都

産業労働局金融部金融課	03 (5320) 4877	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19階北側
大島支庁産業課	04992 (2) 4431	大島町元町字オンダシ 222-1
三宅支庁産業課	04994 (2) 1312	三宅村伊豆 642 番地
八丈支庁産業課	04996 (2) 1113	八丈町大賀郷 2466-2
小笠原支庁産業課	04998 (2) 2122	小笠原村父島字西町

○ (公財)東京都中小企業振興公社

総合支援課	03(3251)7881~2	千代田区神田佐久間町 1-9
城東支社	03 (5680) 4631	葛飾区青戸 7-2-5
城南支社	03 (3733) 6284	大田区南蒲田 1-20-20
多摩支社(産業別・トクイア・TAMA)	042 (500) 3901	昭島市東町 3-6-1

○ 東京都中小企業団体中央会

03 (3542) 0386 中央区銀座 2-10-18 中小企業会館内

○ 商工会議所

東 京	03 (3283) 7500	千代田区丸の内 3-2-2
八 王 子	042 (623) 6311	八王子市大横町 11-1
立 川	042 (527) 2700	立川市曙町 2-38-5 ビジネスセンタービル 12 階
武 蔵 野	0422 (22) 3631	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野市立武蔵野商工会館内 6F
青 梅	0428 (23) 0111	青梅市上町 373-1
むさし府中	042 (362) 6421	府中市緑町 3-5-2
町 田	042 (722) 5957	町田市原町田 3-3-22
多 摩	042 (375) 1211	多摩市関戸 1-1-5

○ 商工会

三鷹	0422 (49) 3111	三鷹市下連雀 3-37-15
小金井市	042 (381) 8765	小金井市前原町 3-33-25
調布市	042 (485) 2214	調布市小島町 2-36-21
狛江市	03 (3489) 0178	狛江市東和泉 1-3-18
小平	042 (344) 2311	小平市小川町 2-1268
東村山市	042 (394) 0511	東村山市本町 2-6-5
西東京 (田無)	042 (461) 4573	西東京市南町 5-6-18 INGビル内
西東京 (保谷)	042 (424) 3600	西東京市住吉町 6-1-5
東久留米市	042 (471) 7577	東久留米市幸町 3-4-12
清瀬	042 (491) 6648	清瀬市松山 2-6-23
国分寺市	042 (323) 1011	国分寺市本多 2-3-3
国立市	042 (575) 1000	国立市富士見台 3-16-4
東大和市	042 (562) 1131	東大和市中心 3-922-14
武蔵村山市	042 (560) 1327	武蔵村山市本町 2-5-1
昭島市	042 (543) 8186	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内
日野市	042 (581) 3666	日野市多摩平 7-23-23
稲城市	042 (377) 1696	稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興ﾌﾟﾗｽﾞ 2階
福生市	042 (551) 2927	福生市本町92-5 扶桑会館
日の出町	042 (597) 0270	日の出町平井 3231-1
羽村市	042 (555) 6211	羽村市栄町 2-28-7
瑞穂町	042 (557) 3389	瑞穂町石畑 1973
あきる野 (本所)	042 (559) 4511	あきる野市秋川 1-8 あきる野ﾌﾟﾗｽﾞ 3階
〃 (支所)	042 (596) 2511	あきる野市五日市 411
大島町	04992 (2) 3791	大島町元町 1-1-14
新島村 (本所)	04992 (5) 1167	新島村本村 5-1-15
〃 (支所)	04992 (7) 0312	新島村式根島255-1
神津島村	04992 (8) 0232	神津島村 1761
三宅村	04994 (2) 1381	三宅村神着 894
八丈町	04996 (2) 2121	八丈町大賀郷 2551-2
小笠原村	04998 (2) 2666	小笠原村父島字東町
東京都商工会連合会	042 (500) 1140	昭島市東町 3-6-1



令和3年度

東京都中小企業制度融資案内

印刷物規格表 第1類

印刷番号 (2) 46

令和3年4月発行
編集・発行 東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 (03)5320-4877
FAX 番号 (03)5388-1464



テレワークに関する情報なら

TOKYOテレワークアプリ!

無料



リサイクル適性(A)

この印刷物は、官製用の紙へリサイクルできます。